

台湾に於ける取締役候補指名制度

曾 宛 如⁽¹⁾
(頼 奕 成 訳)

一 実務の現状

2005年に台湾法が取締役候補指名制度を新設して以来、実務上運用の問題が多発している。その中で、特に注目を集めたのは以下の2つの事例である。一つ目は、2012年の中国石油化学開発株式会社（以下「中石化社」という）と力麗グループとの支配権争いである。二つ目は、2017年の大同株式会社（以下「大同社」という）の経営陣と市場派（新大同投資顧問株式会社と欣同投資顧問株式会社、以下「新大同社」及び「欣同社」という）との支配権争いである。

2012年6月に中石化社が株主総会を開催し、取締役の選任を行った。中石化社は、台湾において唯一の ϵ -カプロラクタム（CPL）を生産するメーカーであり、世界中のシェア5位以内を占めていた。力麗グループは、長期に渡って中石化社から原料を購入していたが、サプライ・チェーン全体の統合を図るために、中石化社への経営参入を企ててきた。同年の定時株主総会招集の前に、力麗グループは会社法の規定に基づいて中石化社に対して独立取締役候補のリストを提出したけれども、中石化社は同年5月13日の夕方、即ち独立取締役候補提出締切日の前日の夜に、独立取締役候

(1) 訳者：頼奕成、東京大学法学部政治学研究所修士課程。訳文の誤りは、訳者自ら全ての文責を負う。

補の指名者が自分の信用記録、所得記録、または犯罪記録等書類を提出しなければならないと公告した。準備が間に合わなかったため、力麗グループが指名した呂東英及び馬嘉應等2名の独立取締役は、取締役会の審査で排除された⁽²⁾。力麗グループが裁判所に対して仮処分を申し立てた結果、裁判所は中石化社が指名独立取締役候補を排除してはならない旨の決定を下したが、中石化社の株主総会開催における議事手続上の諸問題の關係で、結局力麗グループが指名した独立取締役は一人しか選任されなかった。

一方、老舗上場会社たる大同社の取締役会は、2017年2月17日に同年の5月11日を以って定時株主総会の開催日とすることを決議し、その招集議案の第4点を「取締役の選任」とした。同日の公告では、会社法192条の1に基づいて大同社の発行済株式総数1%以上を保有する株主が、書面によって定時株主総会の議案、取締役・独立取締役の候補を提出しうると記載された。取締役候補の指名期間は同年の3月5日から3月14日まで、電子投票の議決権行使期間は同年の4月10日から5月8日までとされた。

大同社の少数株主被害者会は、欣同社の名義で取締役2名及び独立取締役1名を指名した⁽³⁾。一方、新大同社は、取締役5名及び独立取締役2名

(2) 現行会社法と証券取引法は、取締役候補指名制度の採用を強制していないけれども、独立取締役の選任に限って取締役候補指名制度を適用しなければならないと要求している。しかし、2015年10月16日以降新規上場を申請する会社は、取引所等の規則によって強制適用対象となってしまう、定款の変更が間に合わない場合、2016年6月末まで定款変更の完了を約束しなければならないとされている。従って、2016年7月1日以降新規上場を申請する会社は、既に全面的に定款の変更を行って取締役候補指名制度を採用している。台湾証券取引所株式会社2015年10月15日台証上一字第1040020898号函、財団法人中華民國証券櫃臺売買センター2015年10月16日証櫃審字第10400293141号函。

(3) 工商時報「欣同人馬列候選人，大同跳腳」2017/4/11, available at <https://ctee.com.tw/mobile/ViewCateNews.aspx?cateid=cedt&newsid=145902> (最終アクセス2017/07/11)。

(4) 中時電子報「市場派人馬，個個大有來頭」2017/3/18, available at <http://www.chinatimes.com/newspapers/20170318000052-260202> (最終アクセス2017/07/11)。

を指名した⁽⁴⁾。両者は併せて10人のリストを会社に提出した。

同年の3月29日、大同社は取締役会を開催して取締役候補の審査を行った。当日の公表結果は、会社法192条の1第4項の関係書類を欠くことを理由として、市場派の指名人選を全て排除した。最終的に公告された取締役及び独立取締役の候補リストには、依然として経営陣が指名した9人しかいなかった。

その後、市場派が裁判所に仮処分の申立を行い、仮の地位を定める仮処分を求めた。新大同社が申し立てた部分については、仮の地位を定める仮処分が認められたけれども、その後、裁判所から下記2つの理由に基づいて仮処分を却下された。第一に、新大同社が関連書類を提出していなかったこと、並びに、委任状で取締役及び独立取締役の選任に関する議決権不行使を明記したことから考えてみると、申立人は取締役及び独立取締役を指名したけれども当選させる気がないことが窺われる。第二に、申立人は、同年4月1日から4月4日までが祝日であったことを承知した上で、速やかに申立をせず故意に4月5日に申立を行った。若し申立人の請求を認めると、大同社株主総会招集通知の送付は4月10日に間に合わなくなってしまい、今回の株主総会の開催に影響を与える。上記の2点を踏まえて、申立人が仮の地位を定める必要を疎明しておらず、且つ大同社とその株主に対する影響が顕著であったため、裁判所は申立を却下した⁽⁵⁾。

欣同社が申し立てた部分はやや異なった。地方裁判所は、欣同社の仮処分申立を認めて2億6000万台湾ドルの担保を供させた。大同社が抗告した結果として、高等裁判所は欣同社の申立を却下し、大同社に同額の担保を供させた。高等裁判所は、欣同社の書類不備は申立人自身の行為に由来することであって、申立人が自ら創造したリスクを大同社に負担させる理由がないこと、また、申立人が本件仮処分によって確保しうる利益及び回避可能な損害を疎明しておらず、担保による疎明の適用がないこと⁽⁶⁾、を理

(5) 台北地方裁判所2017年度全字第167號決定；台北地方裁判所2017年度全字第166號決定。

由として申立を却下した。

結局、大同社の取締役・独立取締役の選任において、市場派の指名候補が全部排除されたため、経営陣が指名した取締役・独立取締役候補は全員選任された⁽⁷⁾。

二 取締役候補指名制度とコーポレート・ガバナンス

2005年に新設された会社法192条の1の立法理由は、「上場会社等株式を公募する会社は、株主の人数が多く、会社発展の健全性、株主権利の保護、コーポレート・ガバナンスの推進等の関係で、取締役候補制度を設立することによって、定款に明記して株主に候補リストから取締役を選任させなければならない」と述べられている⁽⁸⁾。取締役候補指名制度を採用するか否かは、株主に対して下記2つの差異が存在する。

まず、若し会社が取締役候補指名制度を採用すれば、株主が議決権を行使する時には、株主総会の候補者全員のリストを認識しながら、全般的な考慮を行いうるという利点があると思われる。次に、取締役候補指名制度の下で、株主が直接に支持しようとする取締役人選の名前を議決権行使書面に記入することは禁止されることになり、従って、若し少数株主の取締役指名候補が会社側から不合法的に拒絶されたら、その地位は旧法時代と比較すれば、より不利な状況になってしまうと思われる⁽⁹⁾。

(6) (訳者注) 台湾民事訴訟法526条2項によると、疎明困難の場合、担保の提供によって疎明を代替しうる。その場合、通常実務上は申立人に全額の担保を供させる。換言すれば、申立人が全額の担保を供するならば、疎明の責任は免除されるとも言える。

(7) 自由時報「股東會砲聲隆隆 大同董事改選 公司派續掌權」2017/5/12, available at :<http://news.ltn.com.tw/news/business/paper/1101576> (最終アクセス2017/07/11)。

(8) 立法院公報94卷40号(2005年6月24日)230頁。available at: http://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/communique/final/pdf/94/40/LCIDC01_944001_00014.pdf (最終アクセス2017/07/12)。

一方、会社が一体取締役候補指名制度を採用するか否かも、機関投資家に対して影響を与えうる。外国機関投資家が取締役の選任投票に参加するに際して、若し完全に整っている取締役候補のリストがなければ、議決権行使の候補対象は主に会社が指名する者になってしまい、若し市場派が証券代行業者や市場参加者を通して他の機関投資家に対して自分の指名候補を支持しなさいと勧誘する時に、逆に外国機関投資家を困惑させる恐れがあると思われる。従って、事前に完整的な取締役候補リストが提出されるのには、確かに実務上の価値がある。

そのような指名が本当にコーポレート・ガバナンスを実現しうるかについて、論者は疑問を呈している。取締役会と株主とが指名する取締役候補は、会社の株式保有構造と関わっている。指名される者が本当に会社経営の専門能力を備えているか否かは問われておらず、それは会社法192条の1第4項から見えるように思われる。立法者は、単なる指名株主に被指名者の名前、学歴、経歴、就任意思または会社法30条取締役消極資格がない旨の陳述書の提出しか要求していない。従って、取締役候補指名制度自体は、経営陣専門能力の向上にとって実益が欠如し、その唯一の機能は、市場派が指名する取締役候補を株主全体に知らせて当選の確率を高めることである。しかし、台湾の取締役選任の実務から見れば、委任状勧誘は支配権争いの主要な手段であるため、結局少数株主候補の指名もその後の委任状勧誘の結果と緊密に関係している。そして、台湾の取締役候補指名制度の設計は、経営陣と少数株主（主に市場派）が指名する候補を並列させることの故に、選任される取締役が違う「派閥」に属する可能性がある。その結果、単にもう一度（委任状勧誘の実力も加えて）株式保有構造を反映するものだけであり、コーポレート・ガバナンスの促進とは必ずしも直接的な関連性があると思われぬ。

若し本当にコーポレート・ガバナンスを向上しようとするならば、「指

(9) 邵慶平「美國公司董事選舉制度近年的改革與發展——一個比較法上的思考」
中正大学法学集刊26号（2009年5月）38頁。

名委員会」の設置は真っ先に考慮すべき課題になる。理論上、指名委員会
は色々な意見を聴取した上で、現任取締役のパフォーマンス、会社にとっ
て必要な専門能力、取締役会構成員の多様性、または会社の後継者育成計
画等を総合的に考案して取締役候補のリストを提出する。しかし、上場会
社であっても経営と所有を分離していない比較的株式保有構造が集中する
台湾で、上記の制度は現実的に受け入れられる可能性が極めて低いと思わ
れる。特に、上記の制度は、累積投票制度が確保しようとする価値観とは
相違する。1946年台湾会社法の185条は、「政府或いは法人が会社の株主に
なる時に、指名しうる取締役の人数は、株式の保有比率に応じて分配し、
会社の定款に明記しなければならない」と規定されていた。即ち、同条
は、株主が保有比率に応じて取締役の席を貰える、という累積投票制度が
達成しようとする目的を含めていた。1966年以降台湾会社法198条の規定
は、現在の累積投票制度と同様なものに改正される。一般論として、少数
株主の保護は累積投票制度の趣旨だと思われるけれども、実際に累積
投票制度の主要な目的は、会社支配権をある程度株主の保有比率に反映
し、多数株主の支配権独占を回避するというわけである。しかし、指名委
員会の設置目的の下で、取締役会構成員の組成は株主の保有構造と無関係
であり、上記指名委員会の指名機能も現行の累積投票制度の基本原理に抵
触すると思われる。

台湾証券取引所及び Taipei Exchange (OTC) が作成して金融監督委員
会の審査を経た「○○株式会社指名委員会組織規程参考範例」⁽¹⁰⁾、その5
条3項は、「取締役会が本委員会の助言を採用しない時に、取締役全体3
分の2の出席、且つ、出席した取締役の過半数の可決を経なければならない。
上記の分岐意見は、取締役会の議事録に記載する以外、取締役会が可

(10) 台湾証券取引所株式会社台証治理字第1040001320号函（2015年1月29日財団
法人中華民国証券櫃檯売買センター証櫃監字第10400016472号函）（2015年1月
20日金管証発字第1030045034号函）（原名称：○○株式会社取締役、監査役指
名委員会組織規程参考事例見本）。

決した日から2日以内にEDINETで公告しなければならない」と規定している。そうすると、指名委員会の決議は、報酬委員会と同じく単に助言の性質しか持たず、海外の制度と異なる。ここで興味深いのは、会社が指名委員会を設置する場合、会社法192条の1の適用があるかという問題である。指名委員会と株主との取締役候補指名権限、両者は本質的に互いに齟齬する。蓋し、指名委員会が自分の義務を履行するために、株主からの指名に拘束されるべきでなく、前者の有能な人材を推薦する機能、及び、後者の指名株主の利益を代表する機能、両者は併存し難いと考えられるからである。そうだとすれば、台湾会社法におけるコーポレート・ガバナンスの全体像及び各制度間の意義・関連性は、明らかに全般的に把握されていないと思われる。

三 取締役候補の審査仕組

台湾会社法192条の1第5項によると、取締役会または他の招集権を持つ者が株主総会を招集して取締役候補に対する審査を行う際に、下記の事項に該当する場合を除き、取締役候補のリストに追加しなければならないとされている。

第一に、指名株主が公告の指名期間外にリストを提出したこと。

第二に、台湾会社法165条2項または同条3項による株式名義変更停止の時点で、指名株主の保有比率が発行済株式総数の1%未満になること。

第三に、指名候補の人数が予定選任取締役の人数を超えること。

換言すれば、取締役会の審査は形式審査を中心とするため、指名された取締役候補の経歴が取締役の職務に適任するか否かを審査する必要性はないと思われる。その点について、下記のような幾つかの論点は生じうる。

まず、指名を行った時点で株主は発行済株式総数の1%以上を保有しなければならないと要求されている。保有比率の証明に関する裁判例は、指

名株主が単に有価証券振替口座の写し及び証券会社の口座残高照会書を提出しても、保有比率の証明責任を履行したとは言えず、発行会社の証券代行業者が株主名簿の記載内容に基づいて作成する持株証明書を提出しなければならないと判示する⁽¹¹⁾。大同社事件において、欣同社が提出した2017年3月10日午前8時から10時までの間で照会した内容は、照会した後にも取引を行う恐れがあるため、保有比率の証明とは言えないと裁判所から指摘された。ここで特に留意すべきなのは、上場会社である大同社、その株主総会の株式名義変更期間は2017年3月10日までということである。台湾証券取引法150条によると、特定当事者間の最低取引単位（1000株）を超えない相対取引、相続等法律に基づく権利の移転、または所管官庁が定める事由などの場面を除き、集中市場に經由せず上場会社株式の取引所外取引を行うことは禁ずるとされている。そして、「台湾証券取引所株式会社営業細則」57条の下で、普通取引の決済は、取引が成立した2日後に済ませ、所謂T+2の仕組みで行われている。従って、仮令欣同社が2017年3月10日の午前に持株を売却しても、取引所外取引でない限り、株主名簿の変更は起こらない。そのため、有価証券振替口座の写し及び証券会社の口座残高照会書の信憑性は、各事案に応じて判断を行うべきだと考えられる。

もう一つ複雑な関連問題は、株主の指名候補持株制限の証明にある。独立取締役候補は「公開発行会社独立取締役の設置及び遵守すべき事項に関する規則」3条の要件を満たさなければならず、即ち、選任前2年以内の持株制限に違反しない要件が設けられている。そこで、指名を行った株主にとっては、持株制限違反がないことについて証明義務があるか、またどのように持株制限を証明すべきかが、問題になりそうだと思われる。金融監督委員会の通達は⁽¹²⁾、「指名権を持つ株主に平等且つ公平な指名機会を

(11) 台湾高等裁判所2017年度抗字第537号決定；台北地方裁判所2017年度全字第166号決定。

(12) 金融監督委員会証券先物局2014年3月20日証期（発）字第1030006078号函。

確保し、同時に取締役候補指名制度を実践するために、台湾会社法192条の1第4項に所謂『その他関連証明書類』に関しては、縮小解釈を採用すべきだと考えられる。従って、同項にいう被指名者の名前、学歴、経歴、当選後就任の誓約書、同法30条取締役消極資格がない旨の陳述書、被指名者が法人株主或いはその代表者の場合なら当該法人株主の登記事項及び持株の証明書類、又は法令が要求する資格条件（例えば、公開発行会社独立取締役の設置及び遵守すべき事項に関する規則2条及び3条等の要件⁽¹³⁾）等の関連証明書類以外、発行会社が勝手にその他の資格証明書類を新設することは許容すべきでない」と述べており、指名株主に対して重い立証責任を課しているように見える。大同社事件において裁判所も、指名株主に対して独立取締役候補持株制限の立証責任を課していた。しかし、独立取締役の持株制限は選任前の2年前まで遡られるため、その2年間の持株比率の変動状態に関する立証責任を指名株主に賦することはやや不合理であり、指名株主に指名を行った当時の持株状態に関する証明責任を負担させても実益も欠くと考えられる。こうして、指名株主の持株制限の立証責任、特に独立取締役に關する立証責任は重い負担になる。しかし、株主名簿の全体像を把握しているのは、発行者及びその証券代行業者だけである。取締役に候補者持株制限の審査義務を負わせる以上、特に独立取締役の部分で、政策論として指名株主に全部の立証責任を背負わせるべきであるかは、まだ検討の余地があると思われる。

次に、取締役会は指名株主の関連証明書類の提出が受理期間外であるか否かを審査しなければならず、そのような審査は困難でないと思われる。最後は、関連証明書類に関する問題である。実務上の争いは、主にこのような類型である。2012年に中石化社と力麗グループの支配権争いについて、当時取締役会が取締役候補の審査を行った時に権限濫用の疑いが争点となったため、金融監督委員会が上記の通達を公表して事態を収めようと

(13) (記者注) 同規則の2条は経営、会計、法務、財務等の専門能力を要求するものであり、同規則の3条は独立性の要件を設けている。

した。しかし、前述の問題点は完全に解決されておらず、大同社事件において持株制限の証明は一体どのように行うべきかが、もう一つの争点になってきた。会社が指名株主の取締役候補をリストに追加しないようにする際に、現行法の下で裁判所への仮処分申立てしか救済を求められないので、指名株主にとっては割りと旧法の方が便利だと思われる。旧法の下で、株主は直接に支持しようとする取締役候補を直接に議決権行使書類で記入する権利があるため、それに対して若し現在会社から不当な拒絶を受けたら、救済の手続きが複雑になり、コストも高騰してしまう。

その点について、經濟部は改正草案を提出した。現行台湾会社法192条の1第4項が株主に要求する関連証明書類について、經濟部は、「前項の指名を行った株主は、被指名者の名前、学歴、又は経歴を説明しなければならない」と修正した。その理由は、「『当選後就任の誓約書及び台湾会社法30条の消極資格がない旨の陳述書』について、当選するか否かがまだ決まったわけではないので、当該書類提出の要求は必要ではない。蓋し、指名された候補が当選したら、会社に変更登記を申請するに際して就任意思の確認を行うため、当該書類の提出を削除するからである；また、『被指名者は法人株主或いはその代表者である場合、当該法人株主の登記資料及び持株比率の証明書類を添付しなければならない』という部分について、会社が既に法人株主の登記資料及び持株比率の証明書類を保有しているから、添付資料として提出を求める必要性がなくなり、当該書類の提出を削除する⁽¹⁴⁾」、と述べられている。また、会社が支配権を確保するために、不当に株主が指名する取締役候補を排除する恐れがあることを配慮した上で、經濟部の改正草案は、取締役会審査の規定を削除して、その代わりに指名株主が被指名者の名前、学歴又は経歴を説明しない時を除き、取締役会は取締役候補をリストに追加しなくてはならないとする。結局、指名株

(14) 經濟部2017年6月29日の改正草案は、下記のリンクを参照する。available at: <http://gcis.nat.gov.tw/mainNew/subclassNAction.do?method=getFile&pk=819> (最後アクセス2017/07/16)、頁55-56。

主は、自分の持株比率以外、その他の証明書類を提出する必要がなくなる。若し取締役会が違法に取締役候補リストに追加しなかったならば、指名株主は裁判所に対して取締役会或いはその他株主総会の招集者に被指名者を取締役候補リストに追加することを申立しうる。経済部の改正理由は、会社が既に法人株主の持株に関する資料を持っているので、指名株主の立証責任を免除すると言及した。そのような考え方もまた、上記本稿が指名株主の独立取締役の持株制限立証責任を軽減する主張と合致するように思われる。

取締役会の独断を回避するために、経済部が取締役会の審査義務と権限を削除する提案は、一見問題の打開策になりそうに見えるけれども、ある程度において会社法における取締役会の位置付け及びその機能を否定することになると思われる。取締役は会社に対して忠実義務を負い、本来は忠実義務を履行して利益相反を回避しなければならない。今回会社法の改正草案は、取締役に義務を負わせて責任を追及することでなく、敢えて取締役に消極的な不作為をさせ、近時の会社が取締役に頼る潮流と相違するように見える。勿論、台湾会社法の規範内容から見れば、現行の取締役候補指名制度は適任な人材を選任する機能に着眼するものでなく、取締役会の審査も指名委員会の審査とは完全に異なるものになる。それ故、取締役会の審査権限を剥奪しても構わないように思われる。そうすると、台湾に於ける取締役候補指名制度の設計は、今後改めて全般的な点検に値する課題である。

四 裁判所の仮処分から生じる問題点

大同社事件において新大同社と欣同社が申立した仮処分、裁判所から許可或いは却下された理由は各自に異なり、検討に値することである。以下本稿は、3つの方向性から論じようとする。

(一) 書類不備の申立は却下すべきか

新大同社が申立をした事案において、裁判所は、(1) 指名株主は法令に従って大同社が公告した書類を提出しなかったこと、(2) 委任状勧誘者が勧誘資料の纏めで、取締役(独立取締役を含む)選任の投票に参加しないことを明示したこと、(3) 申立人の仮処分申立時点が遅すぎて、若しこの申立を認めると、大同社が2017年4月10日の前に招集通知を発送することは間に合わなくなり、今回株主総会の開催に影響すること、など理由を挙げた上で、更に「上記申立人の添付書類に重大な瑕疵にたる不備があることを考慮すれば、取締役選任の結果を不安定な状態に落ちさせ、会社の事務運営に嚴重に影響を与えて回復困難の損害を起こさせ、被申立人及びその株主の利益に強く影響を与える⁽¹⁵⁾」等のことにより申立を却下した。裁判所は、明らかに、関連書類を備えたか否かに対して具体的な判断を行った。

しかし、欣同社の事案において裁判所は、「被申立人の取締役会が行った審査、一体台湾会社法192条の1に合致するか否かは、本件仮の地位を定める仮処分の下で判断すべき事項でなく⁽¹⁶⁾」、と判示した。欣同社の事案で大同社も申立人の書類不備を理由として抗弁したが、地方裁判所が仮処分を認めた際に、この抗弁は仮の地位を定める仮処分⁽¹⁶⁾で判断すべき問題でないことを強調しながら、回復困難な損害の有無の判断しか行わなかった。

上記経済部の改正草案によると、今後取締役会の審査権限がなくなるため、一旦株主が持株比率を証明すれば、裁判所も全ての候補をリストに追加しようと命じるべきになり、改正会社法草案の規定を通して現行法の下での裁判所が仮処分を下す時の配慮要素を代替するよう見られている。

(15) 台北地方裁判所2017年度全字第166号決定。

(16) 台北地方裁判所2017年度全字第155号決定。

(二) 委任状に指名した取締役候補の不支持を明記するのは考慮の要素になるか

新大同社の仮処分申立において、申立人鄭 OO が取締役（独立取締役を含む）の投票に参加しないことを明記したので、裁判所から申立人が被指名者に当選させる意思がないと認定された上で、仮処分を却下しても何らかの不利益を被らない、と判示した。

公開発行会社株主総会委任状使用規則 8 条によると、委任状勧誘者は、勧誘者及び委任株主⁽¹⁷⁾が特定の取締役候補を支持するか否かを委任状勧誘書面及びその広告に明記しなければならないとされている。しかし、新大同社の事案では、申立人は何らかの理由で委任状勧誘の広告に取締役選任の投票に参加しないことを記載した。縦令委任状勧誘によって株主から包括授權を貰えたとしても、本当に委任状勧誘者が取締役候補選任に参加できなくなるか、という疑問は浮かぶ。また、新大同社の事案において、上記の鄭 OO 以外、新大同社も申立人の一人であったが、新大同社自身が委任状勧誘を行わなかったから、仮令鄭 OO の申立を許容すべきでなくても、新大同社の申立を却下する理由はあろうかという問題が想起される。

猶且つ矛盾するのは、台湾会社法192条の1の下で、指名権行使株主は議決権行使できる株主に限定されていないという点にある。換言すれば、無議決権種類株式の保有株主であっても、会社の発行済株式総数1%以上を保有するならば指名権を有する。そこで、そのような株主が議決権行使を保有しておらず、自分が指名しようとする取締役候補を支持する可能性もないため、被指名者を当選させる意思を欠くと解釈してもよいであろう

(17) (訳者注) 公開発行会社株主総会委任状使用規則 6 条 1 項によると、一定持株比率の要件を満たす株主は（委任株主）、信託事業者或いは証券代行業者（委任状勧誘者）に委任状勧誘を依頼する場合、同規則20条の一人の株主が代理できる持株比率が3%を超えてならない制限は適用がない。従って、実務上の運用から見れば、株主が自ら委任状勧誘を行うことは稀であり、通常は信託事業者或いは証券代行業者に依頼するような傾向が見られている。

か、そして、会社も堂々としてその種の被指名者を排除してもよいであろうかが、問題点としては含まれている。従って、上記の論理は現行法と齟齬すると考えられる。

外国法制が取締役提案権等の権利を計算する時には、主に議決権数を計算基準とする。蓋し議決権が欠く株主にとっては、どのように議案を可決させるのであろうかが問題になる⁽¹⁸⁾。しかし、従来経済部は株主平等原則という理由を掲げて、法改正を拒否した。今回の台湾会社法改正草案も「発行済株式総数1%以上保有する株主」の基準を維持している。そうすると、単に申立人が被指名者を支持しない記載があることを理由として直接に不利益を被る可能性がないと認定するのは、適切ではなからうと思われる。

(三) 担保金の裁量基準

仮処分の必要性があるけれども疎明が足りない場合は、担保の提供によって補充しうる。ここでは2つの問題が想起される。第一に、疎明不足とは何であろうか。第二に、担保金の額はどのように計算すべきであろうか。少数株主が指名した取締役候補について、新大同社と欣同社とは共に、候補者が不適法に排除されたら、今回の株主総会で株主の可決によって取締役として選任されることができなくなり、株主の公平投票権利だけでなく、会社のコーポレート・ガバナンスを侵害することにもなる、と主張した。そのような主張は、本来台湾会社法の礎石である。過去未だ取締役候補制度を導入していなかった時に、株主が自ら支持しようとする取締役候補を直接に議決権行使書面に記載することは許容されていたが、そのような遣り方は全体の株主に自分の取締役候補を周知させ難い欠点があったため、記載される者が選任されるのは比較的困難であったと思われる。会社法が取締役候補指名制度を新設して以来、本来株主が自ら取締役候補

(18) 林國全「2005年公司法修正條文解析(下)」月旦法学雜誌125号(2005年10月)269頁。

を記入する権利を失くしてしまい、他方、取締役候補指名制度においても適任人材を抜擢する機能も備えておらず、そうすると、一旦持株比率1%以上を保有する株主が台湾会社法30条の消極資格のない者を指名したら、会社にとっては候補者リストに追加しなければならないという解釈を採用することこそ現行法の立法趣旨に合致すると考えられる。従って、上記のような持株比率だけでも疎明不足はないとも言える。結局、被指名者が選任されるか否かは、指名株主が確保する議決権数の多寡によって決められており、申立人がどのような疎明を行ったら疎明の基準を満たしうるか、論理的には想像しにくいと思われる。一方、欣同社の事案で裁判所は、疎明不足と認定した上で、大同社の発行済株式総数23億3953万6685株の2016年度の純利益が-1.03/株であったため、2016年3月14日に申立人が保有する4000万株を控除した残りの発行済株式総数である22億9953万6685株を基準として、2016年度の純損益総額が-23億6852万2786台湾ドルであると計算し、その金額を会社の取締役人数の9人を割算して担保金の額を2億6316万9198台湾ドルとした。上記担保金計算の立脚の基礎について、本稿は全く理解できない。従来会社法の下で、株主が取締役の選任に参加することは、会社全体の利益のために権利を行使するので、株主の共益権と考えられている。株主の指名候補が選任されたとしても、全体株主議決権行使の結果であるため、株主が指名するならば直ちに選任される意味でもなく、会社にとってどのような損失を被るかという疑問に先ず直面する。

また、現行法の実行取締役候補指名制度は適任人材の抜擢を出発点としないため、株主の指名する候補の能力が要求されていないが、必ずしも会社側の指名者より低劣な人選でもなく、そうすると、会社の損益に基づいて担保金を計算する意味はどこにあるかが問題になる。実は、2013年、2014年および2016年に、大同社の運営は赤字であった。赤字の原因は必ずしも経営陣の能力にあるでもなく、何故2016年度の損益を基準として担保金の額を計算したのは、不可解な見解だと思われる。そして、何故取締役の人数分で9分の1を担保金の額とした理由は、欣同社の持株比率から見れば最

多でも1名の取締役しか当選することができないことを鑑みて9分の1の損益を負担させることにあるのは想定しうが、その具体的な理由は不明のままである。より意味深なことに、大同社の抗告を受けて高等裁判所は、大同社に担保金の提供を条件として原審の決定を破棄したけれども、原審と同額の担保金を大同社に要求した。会社側が選任できる取締役の人数は1名だけでなく、兼ねて過去4年間の3つの年度に赤字が出たことから、若し会社の損益を担保金設定の基準とするならば、大同社に要求する額も同じく9分の1としたのは、合理的な説明を欠くと思われる。

台湾会社法において、累積投票制度を採用するだけでなく、取締役候補を指名する株主に対して議決権付株式の保有を要求しないことは、共に少数株主保護を理由とされている。欣同社の事案で、申立人が大同社の株式4000万株合計発行済株式総数の1.7%を保有していたが、若し株価を10台湾ドル⁽¹⁹⁾として計算すれば4億台湾ドルになる。それに対して担保金は2億6000万台湾ドルであって、かなり重い負担とも言える。仮に「少数株主」保護の観点から出発しても、数億台湾ドルを拠出しようとする少数株主は殆どいないと思われる。従って、政府が少数株主を立論基礎とするのは、現行仮処分制度の下で単なる幻想であり、現行法が株主に取締役候補の指名を固有権限とする以上、担保金の額を指名者が失格する時に（株主総会お土産費用は含まず）臨時株主総会の招集費用とするのは既に十分ではなかろうかと考えられる。

五 終わりに

台湾法における取締役候補指名制度と指名委員会の取締役候補指名とは、制度の設計だけでなく、立法の趣旨も完全に相違する。取締役候補指名制度の主要な目的は、少数株主の指名候補を公告リストに追加して、全

(19) (訳者注) ここで10台湾ドルを基準とする理由は、台湾会社法の下で株式の額面価格は10台湾ドルとされていることにある。

体株主に周知させることによって、少数株主の指名候補の当選機会を高めることである。機関投資家にとっては、経営陣の指名候補以外の選択肢も増えている。その点から考えれば、コーポレート・ガバナンスに対して貢献度が完全にないとも言えない。しかし、取締役候補指名制度を採用すると、会社が不適法に被指名者を排除する時に、少数株主にとって本来直接に議決権行使書面で支持しようとする取締役候補を記入する可能性を失ってしまい、裁判所まで仮処分の申立しか救済を求めないことはよく聞く。裁判所が仮処分を判断する段階で、関連証明書類の不備を配慮すべきか否かという問題について、議論の見解は分かれるように見える。しかし、取締役候補の所要書類だけというならば、非常に単純なものであるため、裁判所が直接に判断を行っても不当でないと思われる。また、担保金の裁量について、より株主提案権の本質に迫る判断基準が必要とされており、現行法の下で少数株主のその権限を更に重視しなければならず、単純に会社の損益を判断基準とするのは、不適切であるように考えられる。